

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第19回）会議録

- 1 開催日時
平成27年9月2日（水）
開会 午前10時
閉会 午前10時55分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 永谷尚子
- 7 議題
第73号議案 選挙人名簿の登録について
第74号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第75号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
第76号議案 裁判員候補者の予定者の選定について
第77号議案 検察審査員候補者の予定者の選定について
第78号議案 選挙時登録の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間の決定について
第79号議案 選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第19回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、9月の定時登録、在外選挙人名簿及び裁判員、検察審査員関係、そして市長選の関係の議案、計7件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
-----	---

<p>委員長</p>	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。まず9月の定時登録に関する第73号議案、第74号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第73号議案、第74号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第73号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを2日に登録しなければならないとされており、本日は9月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案をはねていただきまして、「平成27年9月2日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、6月2日に行いました定時登録以降の該当者について行うものでございます。</p>

まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件として、年齢満20年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているかたとなっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成7年6月3日から平成7年9月2日までの出生者、住所要件としましては、平成27年3月2日から平成27年6月1日までの転入者ということになります。

次に第74号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございます。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、6月2日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消されるかたは、平成27年6月2日から平成27年9月1日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成27年2月2日から平成27年5月1日までの市外への転出者でございます。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

なお、登録者名簿につきましては、公職選挙法第23条第1項の規定により、明日、9月3日から9月7日までの期間、縦覧に供することになります。

第73号議案及び第74号議案の説明については以上でござ

	<p>ございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。</p>
	<p><名簿確認></p>
委員長	<p>では、第73号議案及び第74号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第73号議案及び第74号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第73号議案及び第74号議案は可決されました。</p> <p>続きまして第75号議案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第75号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」、ご説明いたします。</p>

	<p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります1名の方が、国内に転入して4か月経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、前回、8月20日時点の登録者数、今回、9月2日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。今回抹消する1名の方がいるため、49名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第75号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第75号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第75号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第75号議案は可決されました。</p>

	<p>続きまして第76号議案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第76号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第1項の規定に基づき、地方裁判所から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員候補者の予定者としてくじで選び、同法第22条の規定に基づき、10月15日までに地方裁判所へ裁判員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。</p> <p>なお、本市で選定する員数につきましては、通知において、140名が割り当てられております。</p> <p>裁判員候補者の予定者の選定方法についてでございますが、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、さきほど登録を行った平成27年9月2日定時登録の名簿を用いることとします。</p> <p>また、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条または政治資金規正法第28条の規定に基づく失権者は、くじを行う前に除外するものとします。</p> <p>次に、くじの方法についてですが、裁判員候補者の予定者の選定にあたっては、最高裁判所から提供された名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。</p> <p>あらかじめ、こちらのパソコンに9月の定時登録における選挙人名簿から失権者を除いたデータが用意してありますので、この選定方法についてご承認いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。</p> <p>第76号議案の説明は、以上でございます。</p>

委員長	では、第76号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第76号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第76号議案は可決されました。</p> <p>では、ご承認いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。</p> <p>パソコンの前に移動し、くじを行う。</p> <p>※ 選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員に確認してもらう。</p>
事務局	<p>では、本日選定されました裁判員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使い、データを暗号化して、名古屋地方裁判所に送付することといたします。</p> <p>第76号議案につきましては、以上でございます。</p>

<p>委員長</p>	<p>では、続きまして第77号議案について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、第77号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、検察審査会法第10条第1項の規定に基づき、検察審査会から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、検察審査員候補者の予定者としてくじで選び、同法第11条の規定に基づき、10月15日までに検察審査会へ検察審査員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。</p> <p>なお、選定する員数につきましては、通知において、名古屋第一検察審査会及び名古屋第二検察審査会ともに、それぞれ第1群2名、第2群2名、第3群2名、第4群3名の合計9名が割り当てられておりますので、それぞれの検察審査会ごとにくじを行うこととします。</p> <p>検察審査員候補者の予定者の選定につきましても、先の議案と同様に名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。</p> <p>まず、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、先ほどの議案と同様に9月2日定時登録の名簿を用いることとし、失権者は、くじを行う前に除外するものとします</p> <p>次にくじの方法についてですが、名簿調製プログラムのくじ機能を用いて、まず名古屋第一検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を1回のくじで選定し、次に名古屋第二検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を同じく1回のくじで選定することとします。</p> <p>また、各群の割当につきましては、名簿の上位の者から順に、</p>

	<p>各群の割当員数に応じて、第1群から第4群までの候補者予定者とします。</p> <p>なお、先ほどの議案と同様に、この選定方法について承認いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。</p> <p>第77号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第77号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第77号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第77号議案は可決されました。</p> <p>では、ご承認いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。</p> <p>パソコンの前に移動し、くじを行う。</p> <p>※ 選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員に確認してもらおう。</p>

事務局	<p>では、本日選定されました検察審査員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使いデータを暗号化して、名古屋第一検察審査会に送付することといたします。</p> <p>第77号議案につきましては、以上でございます。</p>
委員長	<p>次に、市長選関係の議案に移ります。</p> <p>第78号議案について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第78号議案「選挙時登録の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第22条第2項の規定により、市の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めるところにより、選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならないとされております。</p> <p>また、同法第23条の規定により、登録については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める期間、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならないと規定されております。</p> <p>今回の尾張旭市長選挙に関する事務を管理するのは、本選挙管理委員会のため、この選挙人名簿の登録にあたり、基準日を平成28年2月20日、ただし年齢につきましては2月28日、登録日を2月20日、縦覧期間は2月21日の一日と定めようとするものでございます。</p>

	第78号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第78号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	縦覧期間は、以前から一日でしたか。
書記長	はい。
委員	期間内に縦覧する人はいるのでしょうか。
書記長	私が選挙関係に携わって以降、ありません。
委員	投票日当日、投票所に確認しに来られる方はいますか。
書記長	お見えになりますが、有権者の方々は概ねお知らせはがきで確認されます。
委員長	他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第78号議案に賛成の方は挙手をお願いします。

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第78号議案は可決されました。</p> <p>続きまして第79号議案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第79号議案「選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第23条において、市の選挙管理委員会が指定した場所において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならないとなっておりますので、尾張旭市長選挙における選挙人名簿の縦覧場所を尾張旭市役所と定めようとするものでございます。</p> <p>第79号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第79号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	(なし)
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第79号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第79号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次回日程 平成27年10月4週目の午前中に開催を予定 ○ 市長選関係の日程 選挙時登録 平成28年2月20日(土) 午前9時から ○ 旭前・城前投票区の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元住民向け文書の素案を提示。 ・ 投票区の名称について意見聴取。 ○ 市長選の立候補予定者説明会 平成28年1月12日(火)から15日(金)までの間で 日程調整
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>